



裁判所見学会・裁判傍聴会実施報告

R6.11 山形地方・家庭裁判所

南陽市人権擁護委員連絡協議会

刑事事件を傍聴後、国選弁護のこと、証人は正当な理由なく出頭を拒否できないことが話題になりました。

また令和7年度の山形県の裁判員候補者900人に通知されたことなど説明しました。

参加された方からは、「裁判官は怖い、裁判は堅苦しいと思っていましたが、とても優しく穏やかで被告人に対して人権を尊重するように、優しく語り掛ける場面は印象的でした。」とのご感想をいただきました。



裁判員候補者
名簿に記載
されました!!



島田裁判官



東置賜地区保護司会南陽分会

裁判員裁判において、裁判官と裁判員の意見が一致しない場合について御質問をいただき、裁判官から次のようにご説明しました。

裁判員のみで被告人に不利な判断をすることはできず、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいることが必要です。どのような刑にするか(量刑)を判断する場合でも、多数決で結論を決めるには、合議体の過半数の意見であり、かつ、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいることが必要です。



村山警察署管内少年補導員連絡会

家庭裁判所調査官による少年事件の講義の後、少年審判廷内を見学しました。

社会や地域の非行防止や青少年健全育成に向けた取組が話題になりました。少年審判廷は、「少年の健全な育成」を目的としていること、非公開であり裁判官は、法服を着用しないことなどをご説明しました。



二本柳主任家裁調査官



村山市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会

裁判員裁判について、多くの質問があり、国民が刑事裁判に参加する制度の違いについて、話題となりました。

アメリカの陪審員制度では、陪審員のみで評議し、有罪・無罪の評決を行うのに対して、日本の裁判員裁判制度においては、裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及びどのような刑にするかを定めることをご説明しました。



町田裁判官



■ 裁判所見学会のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判所見学会を随時開催しております。

【お問い合わせ先】 山形地方・家庭裁判所総務課庶務係 電話023-623-9513